

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2017年8月7日

損保ジャパンーTCW・MBSファンド (毎月分配型)

愛称: M²(エムエム)

追加型投信/海外/債券



ご購入に際しては、本書の内容を
十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

<照会先>

ホームページ: <http://www.sjnk-am.co.jp/>

電話番号: 0120-69-5432

(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券その他債券 高格付債))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

委託会社の情報

委託会社名	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1986年2月25日
資本金	1,550百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	695,320百万円

(2017年5月末現在)

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「損保ジャパン-TCW・MBSファンド(毎月分配型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年12月19日に関東財務局長に提出し、平成28年12月20日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

追加的記載事項

《信託終了(繰上償還)〈予定〉のお知らせ》

「損保ジャパン-TCW・MBSファンド(毎月分配型)」(以下「当ファンド」といいます。)
につかまして、信託を終了(以下「繰上償還」といいます。)する予定です。

《繰上償還の理由》

当ファンドは平成14年9月より運用を開始しましたが、受益権総口数が信託約款で定める口数(10億口)を下回る状態が継続しております。

また、当ファンドの主要投資対象である損保ジャパン-TCW・MBSマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の米国ドル建MBSの運用委託先であるTCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANYからも、マザーファンドの規模が効率的な運用の難くなる残高に近づいており、運用の辞退を検討する申し入れを受けております。

上記の通り、商品性の維持が困難であることから、平成29年11月2日をもって繰上償還する予定です。

《今後の手続きと日程》

• 公告日	平成29年8月8日
• 異議申立期間	平成29年8月8日～平成29年9月15日
• 繰上償還正式決定日	平成29年9月15日
• 繰上償還日	平成29年11月2日

- 当ファンドの繰上償還は、異議お申立ての受益者の受益権口数が、公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときに行います(異議お申立ての受益者の受益権口数が、公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、繰上償還は行いません。)
- 繰上償還の決定につかましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。

ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

高格付の米国ドル建て住宅ローン債権担保証券(モーゲージ証券、MBS)を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指して積極的な運用を行います。

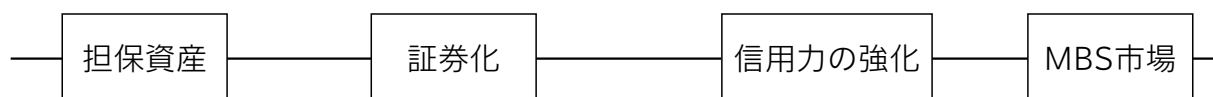
● ファンドの特色

1

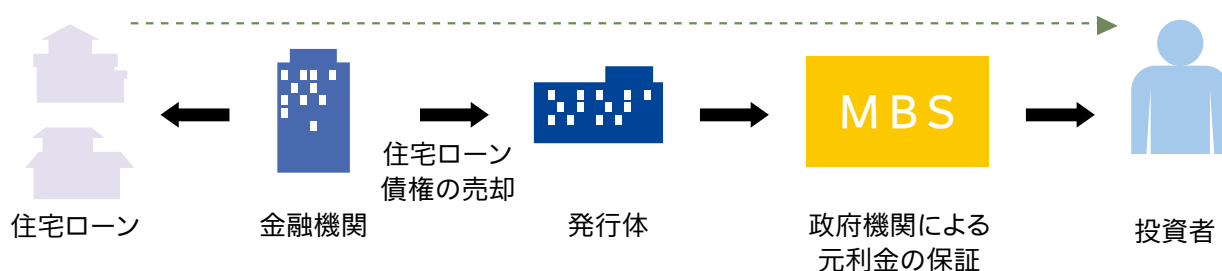
高格付の米国ドル建て住宅ローン債権担保証券(モーゲージ証券、MBS)を実質的な主要投資対象とします。

MBSは、主として住宅ローンを担保に発行された証券です。

<ご参考：MBSの基本的な仕組み(ジニーメイ発行の場合)>



投資者は住宅ローンの毎月の返済金(元利金)を受け取ることができます。
住宅ローンの返済が滞った場合等は、政府機関が元利金の返済を保証します。



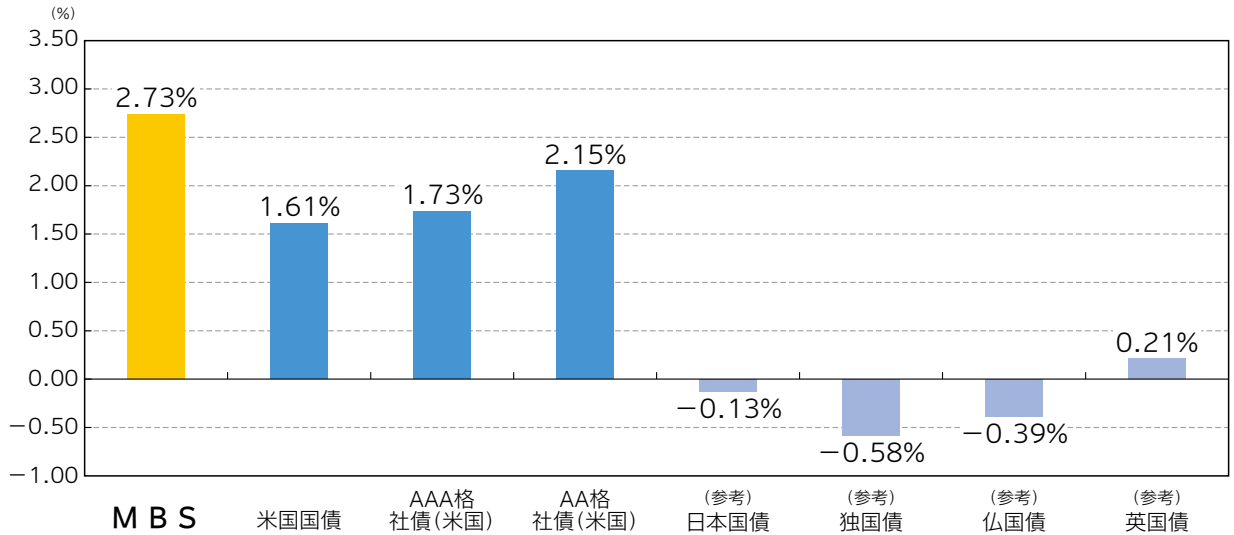
※上図はMBSの一般的な特徴を例示したものです。

ファンドの目的・特色

利回り：MBSは、米国国債等と比較して高い利回りが魅力の投資対象です。

※ただし、MBSの裏づけとなる住宅ローンの期限前返済の動向等により、価格が大きく変動する可能性があります。

●米国債券市場の種類別（格付別）利回り（2017年5月末）

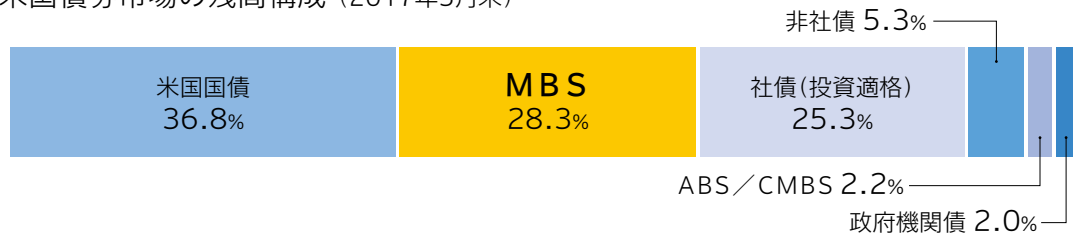


(出所：ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス、Citigroup Index LLC)

- MBSはブルームバーグ・バークレイズ米国MBSインデックスにおける利回りを使用しています。
- その他の債券は、加重平均残存年数(金利感応度、デレシオン)がブルームバーグ・バークレイズ米国MBSインデックスに近いと考えられる債券指数を用いています。
- AAA格社債・AA格社債は、ブルームバーグ・バークレイズ米国クレジットインデックスにおける短中期債の利回りを使用しています。
- 米国国債・日本国債・独国債・仏国債・英国債はシティ世界国債インデックスにおける年限3-5年ゾーンの利回りを使用しています。
- グラフ・データは、過去の実績を示したものであり、将来の結果を保証するものではありません。

発行残高：MBSは発行残高ベースで大きな市場を形成しています。

●米国債券市場の残高構成（2017年5月末）



(出所：ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス)

- 端数処理の関係上、合計が100%とならない場合があります。
- ABSとは、自動車ローンやクレジット債権などを裏付け(原資産)に発行された資産担保証券です。
- CMBSとは、商業用不動産ローンを裏付け(原資産)に発行されたコマーシャル・モーゲージ・バック証券です。
- 非社債とは、国際金融機関などが発行する債券です。
- グラフ・データは、過去の実績を示したものであり、将来の結果を保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

2 実質的な投資対象証券は、米国政府または米国政府系機関保証のもの、またはAA格相当以上の長期格付が付与されている民間発行のものに限ります。また、ポートフォリオの平均格付は高位に維持することを目指し、信用リスクの低減に努めます。

3 マザーファンド^{※1}の米国ドルベースの運用は、ブルームバーグ・バークレイズ米国MBSインデックス^{※2}を上回る収益率の獲得およびリスクの分散を図ることを目指します。なおマザーファンドの米国ドル建てMBS運用にかかる権限を、TCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY(以下「TCW」といいます。)に委託します。

※1 マザーファンドについては、後掲「ファンドの仕組み」をご参照下さい。

※2 ブルームバーグ・バークレイズ米国MBSインデックスは、ブルームバーグが公表しているインデックスであり、エージェンシー発行のMBS市場のパフォーマンスをあらわします。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセ

ンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ビーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

TCWについて

1971年設立。ロサンゼルスを拠点とするTCWグループ傘下の運用会社です。
2016年12月末現在の同グループの運用資産は、約1,914億米ドル(約22兆3,020億円[※])です。
また、TCWグループはMBS運用で20年以上の実績があり、
約193億米ドル(約2兆2,531億円[※])のMBSポートフォリオを運用しております。

※2016年12月末時点の為替レートで換算。

4 実質米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの目的・特色

5

組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行います。

- 原則、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、利子、配当収入等を中心に安定分配を行います。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。
- ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないことがあります。

決算期毎にインカム収入*を中心に分配を行うことを目指すファンドです。

※ インカム収入とは、債券の利子収入等をいいます。

- ・ ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。
- ・ 投資対象資産や為替の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

<格付とは>

- ・ 債券などの元本および利息の支払いが償還まで当初契約どおり行われるかの確実性を評価したものです。
- ・ 投資する債券が債務不履行を起こす可能性があるかどうかを推測する上で重要な判断材料となります。
- ・ 一般的に格付はAAA、AAなどの英文字の記号で表記されます。格付機関によって定義が同一とは限りません。一般的にはAAAが最も債務不履行の可能性が低いことを表しています。

<平均格付について>

- ・ 各銘柄の格付をポイント化し、時価総額により加重平均したものを、マザーファンドの「平均格付」とします。
- ・ 平均格付は、委託会社およびTCW独自の考え方によるものであり、一般的な格付とは異なる場合があります。
- ・ 複数の異なる格付を取得している場合には、高い格付を採用します。
- ・ ただし、投資対象証券の信用状況の変化等があった場合等は、基準を見直すことがあります。

※平均格付は、当ファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当ファンドに係る信用格付ではありません。

追加的記載事項

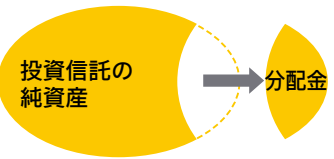
- ・ MBSは、主として住宅ローンを担保に発行された証券であり、米国国債等と比較して高い利回りが魅力の投資対象です。
- ・ MBSには、政府抵当金庫(GNMA: Government National Mortgage Association)、連邦住宅抵当公庫(FNMA: Federal National Mortgage Association)、連邦住宅金融抵当公社(FHLMC: Federal Home Loan Mortgage Corporation) という政府機関または政府系機関(これらを総称してエージェンシーといいます。)の発行または支払保証が付されたものや、優先劣後構造や保険などの信用補強によりAA以上の格付けを取得している民間発行のものなどがあります。
- ・ ただし、民間機関のMBSは、政府機関または政府系機関による元本及び金利の支払い保証が付帯されておりません。なお、MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン(信用力の低い個人向け住宅融資)と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。
- ・ 米国国債や、米国政府系機関の発行した債券などにも投資することがあります。商業用不動産ローンを裏付け(原資産)に発行されたコマーシャル・モーゲージ・バック証券(CMBS: Commercial Mortgage Backed Securities)や、その他の債権(自動車ローンやクレジット債権など)を裏付け(原資産)に発行された資産担保証券(ABS: Asset Backed Securities)などの、米国ドル建て証券に投資することもあります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

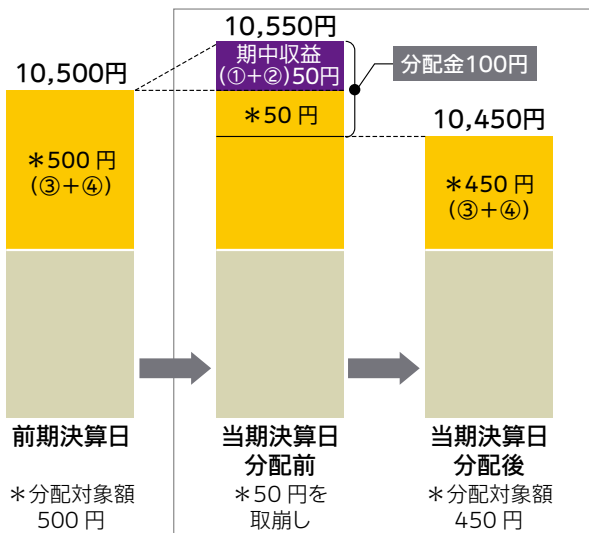


● 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

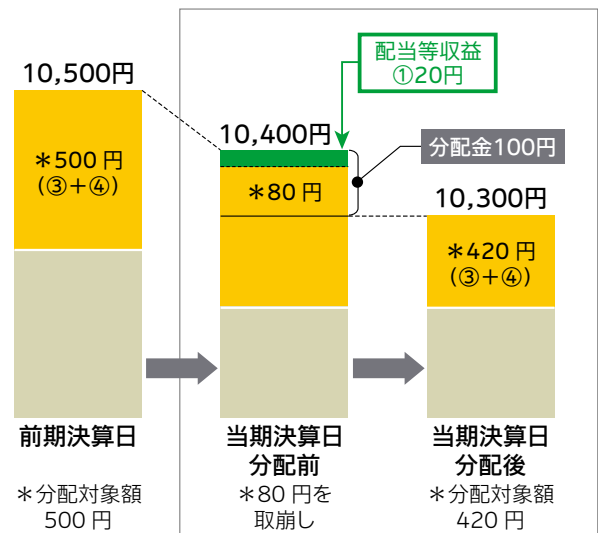
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



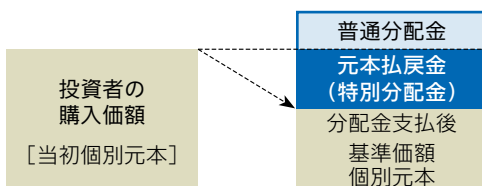
(注) 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、以下①～④です。

①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

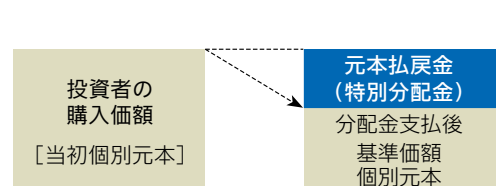
● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税は、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」(当ファンド)とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



主な投資制限

- MBSの投資において、パススルー証券の元本と金利部分を分離して発行されたPO (Principal Only) およびIO (Interest Only) の実質投資割合は、取得時において各々純資産総額の5%以内とします。
- CMOの一種で、クーポンが一定の条件式に従って指標となる市場金利等の動きとは逆の方向に変動するインバース・フローターの実質投資割合は、取得時において純資産総額の15%以内とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時(原則毎月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。原則として、利子、配当収入等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<input checked="" type="checkbox"/> 金利変動リスク	当ファンドでは、MBSを保有します。債券の市場価格は、通常は、金利が上昇すると価格が下落し、低下すると上昇します（一部には、逆の動きをする特性を有するものもあります。）。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々のMBSの特性によっても異なります。
<input checked="" type="checkbox"/> 信用リスク	MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。また、投資対象証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または、できなくなることが予想される場合には、投資対象証券の価格が大きく下落することもあります（債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。）。
<input checked="" type="checkbox"/> 流動性リスク	MBSを売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、MBSの価格が大きく変動することがあり、これにともない当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。なお、MBSの市場は、過去に著しく流動性が低下したことがあります。
<input checked="" type="checkbox"/> 期限前償還リスク (プリペイメント・リスク)	MBSの原資産となっている住宅ローンは、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります。（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）この場合、MBSの期限前償還の増減にともなう、金利感応度の変化によって、MBSの価格も影響を受けます。また、償還された元本の再投資リスクも発生します。なお、期限前償還が価格に影響を与える度合いは、各々のMBSの特性によって様々であり、IO(Interest Only)、PO(Principal Only)、インバース・フローターなど一部のMBSは、大きく価格が変化する可能性があります。

投資リスク

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

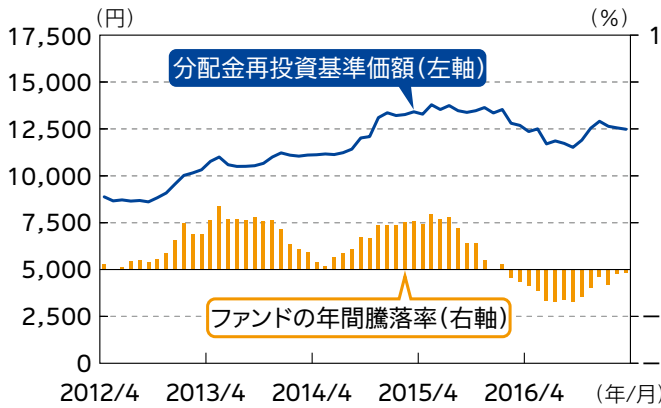
● リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

投資リスク

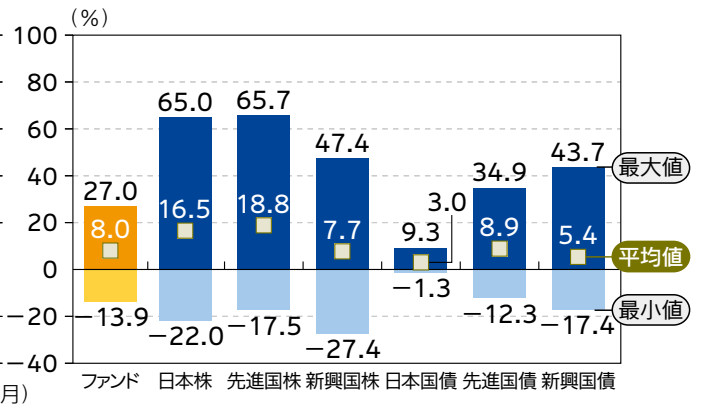
参考情報

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



2012年4月～2017年3月

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



2012年4月～2017年3月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年のグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

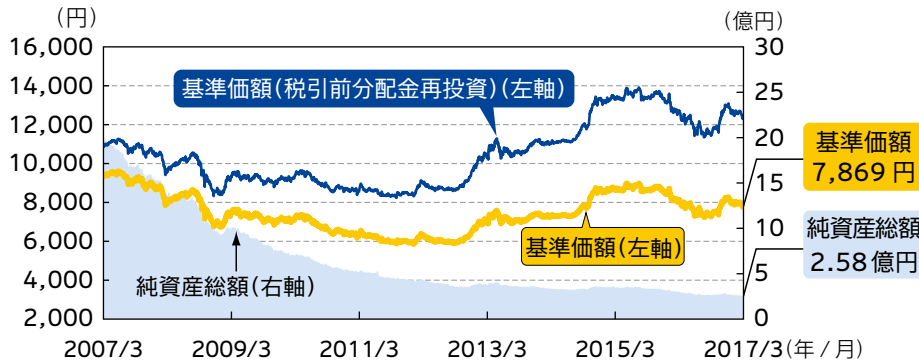
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村証券株式会社に帰属します。野村証券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国債	J.P. Morgan Global Emerging Markets グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

基準日:2017年3月31日

基準価額・純資産の推移 2007/03/30 ~ 2017/03/31



分配の推移

2016年11月	10円
2016年12月	10円
2017年01月	10円
2017年02月	10円
2017年03月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	3,622円

- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

● 1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

● 損保ジャパン-TCW・MBSファンド(毎月分配型)

資産別構成	
資産の種類	純資産比
損保ジャパン-TCW・MBSマザーファンド	99.18%
コール・ローン等	0.82%
合計	100.00%

● 損保ジャパン-TCW・MBSマザーファンド

資産別構成	
資産の種類	純資産比
公社債	96.94%
コール・ローン等	3.06%
合計	100.00%

種類別構成	
種類	純資産比
特殊債券	87.0%
国債証券	9.9%
コール・ローン等	3.0%
合計	100.0%

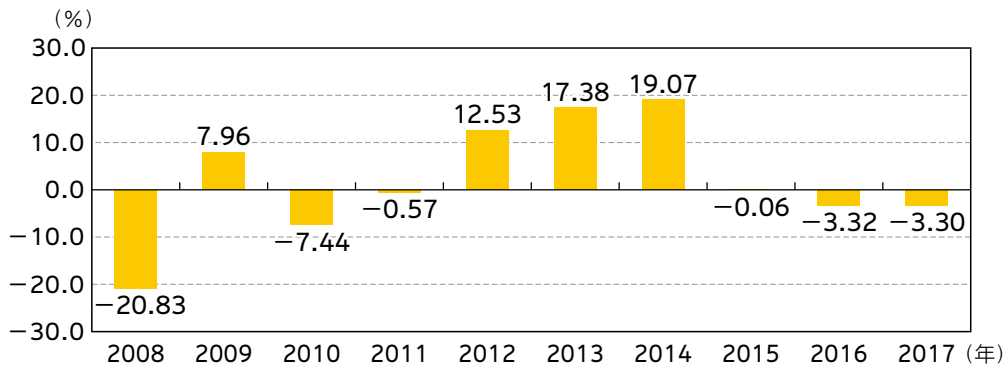
組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	償還日	純資産比
1	FNCL 4.5 4/17	特殊債券	2047/04/25	9.7%
2	US TREASURY N/B 1.25%	国債証券	2019/03/31	7.8%
3	FNCL 4 4/17	特殊債券	2047/04/25	3.8%
4	G2 MA3736	特殊債券	2046/06/20	3.0%
5	FN AH1183	特殊債券	2026/01/01	2.8%
6	G2SF 4 4/17	特殊債券	2047/04/20	2.5%
7	FNCI 3 4/17	特殊債券	2032/04/25	2.4%
8	FG G08715	特殊債券	2046/07/01	2.3%
9	FG G08716	特殊債券	2046/08/01	2.1%
10	G2 MA4068	特殊債券	2046/11/20	2.0%
組入銘柄数				77銘柄

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

運用実績

● 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ファンドの年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資）を使用して計算しています。
- 2017年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、お申込みの受付ができません。
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。)
購入の申込期間	平成28年12月20日から平成29年12月19日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	無期限(設定日 平成14年9月27日) ※P2「追加的記載事項」に記載の通り、繰上償還を行うこととなった場合には、信託期間は平成29年11月2日までとなります。
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回るようになった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年12回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。 ※平成30年1月15日以降は、委託会社のホームページ (http://www.sjnk-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎年3月、9月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.24%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.4688%(税抜1.36%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率 0.70%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率 0.60%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率 0.06%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
<small>※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託したTCWへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドに属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.35%を乗じた額とします。[ファンドの運用の対価]</small>		
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.0070%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ● 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ● 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は平成29年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



損保ジャパン日本興亜
アセットマネジメント